

第
4589
号

(2-2)



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 10月 15日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

記帳・帳簿等の保存

Q：平成26年から、個人の白色申告者は帳簿を記帳して保存しなければならなくなるそうですが、どうなるのですか？

A：事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う人は、すべて記帳・帳簿等の保存が必要になります。申告が必要でない人も対象になります。

【解説】

白色申告者で事業所得等を有する人の記帳・帳簿等の保存制度が平成26年1月から、次のように改正されます。

①対象者

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行うすべての人が対象になります。申告が必要でない人も記帳・帳簿の保存が必要ですので注意してください。

②記帳の内容

記帳は、売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、得意先の名称、金額、日々の売上げ、仕入れ、経費等の金額等を帳簿に記載します。記帳は、一つ一つ取引ごとに記帳する必要はなく、日々の合計金額をまとめて記載する簡易な方法でも認められます。

③帳簿等の保存

帳簿や請求書、領収書などの書類は、次の期間保存しなければなりません。

- ・収入や経費を記載した帳簿…7年
- ・業務に関して作成した帳簿…5年
- ・決算時に作成した棚卸表など…5年
- ・請求書、納品書、領収書など…5年

